特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名	
6	個人住民税賦課に関する事務	基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

須坂市は、個人住民税の賦課事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

須坂市長

公表日

令和7年4月1日

[令和6年10月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを	を取り扱う事務
①事務の名称	個人住民税の賦課に関する事務
②事務の概要	地方税法に基づき、納税義務者から提出された申告情報、給与支払者・年金保険者から提出された支 払報告書等を元に市民税額を計算し、賦課決定する。 (1)賦課に係る業務 ① 申告等情報の受理及び管理。 ② 他自治体等への個人住民税賦課関係情報の照会,また他自治体等からの照会回答。
③システムの名称	1. 個人住民祝システム 2. 税宛名システム 3. 由告受付システム
2. 特定個人情報ファイルン	
個人住民税課税対象者情報	管理ファイル
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表24の項
4. 情報提供ネットワークシ	マステムによる情報連携
①実施の有無	<選択肢>
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 (情報照会)48の項 (情報提供) 1,2,3,4,5,7,11,13,15,20,28,37,39,42,48,49,53,57,58,59,63,65,66,69,75,76,81,83,84,86,87,88,89,90,91,92,96,98,106,108,115,124,125,129,130,132,137,138,140,141,142,144,147,151,152,155,156,158,160,161,163,164,165,166,167,168,169,170,171,172,173の項
5. 評価実施機関における	担当部署
①部署	総務部 税務課
②所属長の役職名	税務課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・	訂正•利用停止請求
請求先	須坂市総務部総務課庶務係 〒382-8511 長野県須坂市大字須坂1528番地の1 電話 026-248-9000
8. 特定個人情報ファイルの	の取扱いに関する問合せ
連絡先	須坂市総務部税務課 〒382-8511 長野県須坂市大字須坂1528番地の1 電話 026-248-9001
9. 規則第9条第2項の適用	用 []適用した
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1万人以上10万人未満]		<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	令和	7年4月1日 時点			
2. 取扱者	数					
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1)500人以上 2)500人未満
	いつ時点の計数か		令和7年4月1日 時点			
3. 重大事故						
	Rに、評価実施機関において特定個人 重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価書の種類			
	項目評価書]		<選択肢> 1)基礎項目評価書 2)基礎項目評価書及び 3)基礎項目評価書及び 3)基礎項目評価書及び 又は全項目評価書において、リスク	全項目評価書
2. 特定個人情報の入手(†	青報提供ネットワークシ	ステムを通じた入	 手を除く。)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
3. 特定個人情報の使用				
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託		1]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や情報提供ネットワ	フークシステムを通	じた提供を除く。)]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われる Jスクへの対策は十分か	[十分である	1	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続	[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	

7. 特定個人情報の保管・消去						
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
8. 人手を介在させる作業			[]人手を介在させる作業はない			
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
判断の根拠	複数人での確認や上長によ	くる最終確認など	、複数回にわたって確認を行うようにしている。			

9. 監査				
実施の有無	[O] 自己点検	[〇] 内部監査	[] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・	啓発			
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考	えられる対策	[]全	È項目評価又は重点項目評価を実施す	る
最も優先度が高いと考えられ る対策	3) 権限のない者によって4) 委託先における不正な5) 不正な提供・移転が行6) 情報提供ネットワーク	れるリスクへの対策 事務に必要のない情報 不正に使用されるリスな使用等のリスクへの対策 けれるリスクへの対策 システムを通じて目的が システムを通じて不正が	対策 〔後託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を® 外の入手が行われるリスクへの対策 な提供が行われるリスクへの対策]
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	次の事務取扱者等への教育研修を行っている。 ・事務取扱者への研修 ・特定個人情報を取り扱う情報システムの管理に関する事務 に従事する職員への研修 ・保護責任者への研修			

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月10日	1③システムの名称	Gーパートナー 税務LAN	Reams.net II	事後	ベンダー変更
令和1年6月10日	5②所属長の役職名	税務課長 青木一浩	税務課長 滝澤永造	事後	人事異動
令和3年3月1日	表紙 評価実施機関	長野県須坂市長	須坂市長	事後	見直しによる表記の統一
令和3年3月1日	1③システムの名称	Rems.net II	個人住民税システム、税宛名システム、甲告受付システム、地方税ポータル(eLTAX)システ	事後	訂正
令和3年3月1日	5②所属長の役職名	税務課長 滝澤永造	税務課長	事後	見直しによる表記の統一
令和3年3月1日	7請求先	総務部総務課	総務部総務課庶務係	事後	組織変更
令和3年3月1日	Ⅱ1.2 いつの時点の計数か	2015/4/1	2021/3/1	事後	公表日の計数
令和3年3月1日	Ⅱ2取扱者数	500人未満	500人以上	事後	申告書マイナンバー記載の義務 化
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークによ		番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)	事後	法改正に伴う変更のため
	1③システムの名称	個人住民税システム、税宛名システム、申告受	1. 個人住民税システム 2. 税宛名システム	事後	見直しによる表記の統一
令和4年4月1日	▼リスク対策 8. 監査	[〇]自己点検	[〇]自己点検 [〇]内部監査	事後	内部監査実施に伴う変更
令和4年4月1日	II しきい値判断項目 1.対象人数	2021/3/1	2022/4/1	事後	公表日の計数
令和4年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	2021/3/1	2022/4/1	事後	公表日の計数
△和5年1月4日	工関連情報 4. 情報提供ネットワークによ		公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規	事前	公金受取口座登録制度の連 用開始に伴う追加
	II しきい値判断項目 3. 重大事故	発生なし	発生あり	事後	R3年5月事故発生に伴う変更
	Ⅲ しきい値判断結果	基礎項目評価の実施が義務付けられる	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務 付けられる	事後	R3年5月事故発生に伴う変更
	IV 提出する特定個人情報保護評価書の種類	基礎項目評価書	基礎項目評価書及び重点項目評価書	事後	R3年5月事故発生に伴う変更
A115/C 0 1 1 0 C	II しきい値判断項目 3. 重大事故	発生あり	発生なし	事後	見直しに伴う修正
	Ⅲ しきい値判断結果	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務 付けられる	基礎項目評価の実施が義務付けられる	事後	見直しに伴う修正
	IV 提出する特定個人情報保護評価書の種類	基礎項目評価書及び重点項目評価書	基礎項目評価書	事後	見直しに伴う修正